

◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 28 号）

改正	平 20.3	機構規程 51	平 21.3	機構規程 111
	平 23.3	機構規程 93	平 25.8	機構規程 14
	平 27.8	機構規程 22	平 28.3	機構規程 83

（総則）

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構就業規則（平成 15 年 10 月機構規程第 29 号）第 2 条に定める職員。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（退職手当の種類）

第 2 条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分による。

- (1) 職員が退職し又は解雇されたときは、退職金
- (2) 職員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

（退職手当の支給）

第 3 条 退職手当は、職員が退職し又は解雇されたときは、その者に、職員が死亡したときは、その遺族に支給する。

- 2 退職手当は、法令に基づき退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。
- 3 退職手当は、支給事由の発生した日から 1 月以内に支給する。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（遺族の範囲及び順位）

第 4 条 前条第 1 項に規定する遺族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他

の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、次条から第8条まで及び第11条の規定により計算した退職金の基本額に、第12条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(退職金の基本額)

第6条 退職金の基本額は、職員が退職し、解雇され又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、各号の合計額が、俸給月額の100分の5,500を超えるときは、俸給月額の100分の5,500とする。

(1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100

(2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140

(3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180

(4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200

(5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により月割をもって計算する。

3 職員が退職し又は解雇された場合（別に定める場合を除く。）でその勤続期間が6月に満たない場合はその全期間を勤続期間に参入しないものとする。

(退職金の基本額の増額)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、退職し、解雇され又は死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(1) 傷病によりその職に堪えず退職し又は解雇されたとき

(2) 在職中死亡したとき

(3) 組織の改廃又は予算の削減その他やむを得ない業務上の事由により退職し又は解雇されたとき

(4) 勤続10年以上であって、定年に達したことにより退職したとき

(5) 勤続15年以上であって、職務上特に功労があったと認められる者が退職したとき

(6) 職員が前各号に準ずる事由により退職し又は解雇され、特に増額の必要があると認められたとき

(退職金の基本額の減額)

第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 職員としての能力を著しく欠くことにより解雇されたとき
- (2) 第14条第1項第1号又は第2号に規定する事由に準ずる事由により退職し又は解雇されたとき
- (3) 自己の都合により退職したとき。ただし、傷病、出産及び婚姻による場合を除く。

(勤続期間の計算)

第9条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、解雇され又は死亡した日の属する月までの年月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び第10条第4項の規定による休職を除く。）、停職又は育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 4 育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間についての前項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(国等から復帰した職員等に対する退職金に係る特例)

第10条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として勤続（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として勤続した場合を含む。）した後引き続いて再び職

員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職金は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間はなかったものとする。

(厚生年金基金の加入者に対する退職金に係る特例)

第11条 職員が運輸関係法人厚生年金基金(以下「基金」という。)の加入者である期間(以下「加入員期間」という。)15年以上で退職し、解雇され又は死亡した場合における退職金の基本額の計算は、第6条の規定により算出した額から、加入員期間を勤続期間とみなし(以下本条において同じ。)て同条の規定により算出した額(以下「対象額」という。)にその期間に応じた次の各号の割合を乗じて得た額を減額して行う。この場合において、対象額算出の基礎となる俸給月額が基金の規約に定める標準給与(以下「標準給与」という。)の最高額を超えるものについては、その最高額をもって俸給月額とする。ただし、退職し、解雇され又は死亡した月の前月(退職し、解雇され又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に標準給与の最高額の改正があった場合には、退職し、解雇され又は死亡した月の前月(退職し、解雇され又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における標準給与の最高額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高額とみなす。

- (1) 勤続期間が15年の場合にあつては100分の1.5の割合
 - (2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合にあつては100分の1.5に、15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - (3) 勤続期間が30年を超える場合にあつては100分の3の割合
- 2 基金の加入者であったことにより既に退職金の減額を受けた者に対し再び退職金を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした全期間について算出される減額すべき額から次の第1号の額に、第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。
- (1) 再び支給する退職金の額の算出の基礎となる俸給月額に基づいて既に減額を受けた勤続期間について算出される対象額

- (2) 既に減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合
- 3 前2項に規定する勤続期間の1年未満の端数は、第9条第1項の規定にかかわらず、計算の基礎としない。
- 4 本条の規定による減額は、第6条の規定による退職金の基本額を限度とする。

(退職金の調整額)

第12条 退職金の調整額は、退職し、解雇され又は死亡した者の職員として引き続いた在職期間の初日の属する月から当該在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 66,650円
- (2) 第2号区分 57,500円
- (3) 第3号区分 47,950円
- (4) 第4号区分 38,350円
- (5) 第5号区分 28,750円
- (6) 第6号区分 24,000円
- (7) 第7号区分 零
- 2 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して別に定める。
- 3 退職し、解雇され又は死亡した者でその勤続期間が5年未満の者及び自己の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上25年未満の者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 4 退職金のうち、前3項の規定により計算した退職金の調整額に相当する部分は、自己の都合により退職した場合において、その勤続期間が10年未満の者には、支給しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職金の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(弔慰金の額)

第13条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(懲戒免職処分等を受けた場合等の退職金の支給制限)

第 14 条 退職し又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は、当該退職し又は解雇された者（当該退職し又は解雇された者が死亡したときは、退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、別に定める事情を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職の処分を受けたとき

(2) 禁錮以上の刑に処せられ退職し又は解雇されたとき

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職金の支払の差止め)

第 15 条 退職し又は解雇された者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、退職金の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が退職金の算定の基礎となる職員としての在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたとき。

(2) 退職し又は解雇された者に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、当該退職し又は解雇された者が当該退職金の算定の基礎となる職員としての在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職し又は解雇された者に対しまだ退職金が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、当該退職し又は解雇された者に対し、当該退職金の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職し又は解雇された者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職金を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職し又は解雇された者について、当該退職金の算定の基礎となる職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 死亡した者の遺族（退職し又は解雇された者（死亡した者についてはその遺族）が当該退職金の支払を受ける前に死亡したことにより、当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職金の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分があったことを知った日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から起算して1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前二項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第14条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
- 9 前各項に規定するもののほか、支払差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職金の支給制限)

第16条 退職し又は解雇された者に対し、まだ退職金が支給されていない場合におい

て、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し又は解雇された者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職し又は解雇された者が死亡したときは、当該退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する別に定める事情及び同項各号に該当することにより退職し又は解雇された場合の退職金との権衡を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職し又は解雇された者が、退職金の算定の基礎となる職員としての在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 再雇用職員規程（平成20年11月11日機構規程第90号）により引き続き雇用された者（以下「再雇用職員」という。）が、当該退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関して懲戒免職処分（以下「再雇用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職し又は解雇された者（再雇用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職し又は解雇された後に当該退職金の算定の基礎となる職員としての引続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡した者の遺族（退職し又は解雇された者（死亡した者についてはその遺族）が当該退職金の支払を受ける前に死亡したことにより、当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する別に定める事情を勘案して、当該退職金の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る退職金に関し第1項又は第2項の規定により当該退職金の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職し又は解雇された者の退職金の返納）

第17条 退職し又は解雇された者に対し退職金の支給をした後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職し又は解雇された者に対し、第14条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職し又は解雇された者の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職し又は解雇された者が退職金の算定の基礎となる職員としての在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 再雇用職員が当該退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、退職し又は解雇された者（再雇用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職し又は解雇された日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職金の返納）

- 第18条 死亡した者の遺族（退職し又は解雇された者（死亡した者についてはその遺族）が当該退職金の支払を受ける前に死亡したことにより、当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職金が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職し又は解雇され又は死亡した日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職金の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第14条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職金受給者の相続人からの退職金相当額の納付）

- 第19条 退職し又は解雇された者（死亡した者についてはその遺族）に対し退職金が支払われた後において、当該退職金の支払を受けた者（以下この条において「退職金の受給者」という。）が当該退職し、解雇され又は死亡した日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項に規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職し、解雇され又は死亡した日から6月以内に、当該退職し、解雇され又は死亡した者が退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職し、解雇され又は死亡した者が当該退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職金の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職し又は解雇された日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）

において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 17 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は当該退職金の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職し又は解雇された者が当該退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分をうけるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職金の受給者が、当該退職し又は解雇された日から 6 月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 17 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職金の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職し又は解雇された者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職金の受給者が、当該退職又は解雇された日から 6 月以内に当該退職金の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 17 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職金の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職をし又は解雇された者が当該行為に関し再雇用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該退職金の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第 14 条第 1 項に規定する別に定める事情のほか、当該退職金の受給者の相続財産の額、当該退職金の受給者の相続人の生計の状況その他別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職金の額を超えることとなってはならない。

6 第 14 条第 2 項及び第 17 条第 3 項の規定は、第 1 項から第 4 項までの規定による処分について準用する。

(賞罰審査委員会への諮問)

第 20 条 理事長は、第 16 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は前条第 1 項から第 4 項までの規定による処分（以下この条において「退職金の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、賞罰審査委員会規程（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 49 号）に規定する賞罰審査委員会に諮問しなければならない。

2 賞罰審査委員会は、必要があると認める場合には、退職金の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め

ることその他必要な調査をすることができる。

(端数の処理)

第 21 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第 22 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 機構の設立の際、日本鉄道建設公団又は運輸施設整備事業団（旧船舶整備公団、旧国内旅客船公団、旧特定船舶整備公団、旧鉄道整備基金、旧日本国有鉄道、旧新幹線鉄道保有機構及び旧造船業基盤整備事業協会を含む。）の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間については、第 9 条の規定にかかわらず、日本鉄道建設公団の職員であった者については職員退職手当支給規程（昭和 40 年 3 月総裁達第 11 号）又は日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部職員退職手当支給規程（平成 11 年 12 月総裁達第 18 号）、運輸施設整備事業団の職員であった者については運輸施設整備事業団職員退職手当支給規程（平成 9 年 10 月事業団規程第 8 号）において認められた在職期間を機構の在職期間とみなして、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。
- 3 日本鉄道建設公団の臨時職員として勤務し、引き続いて日本鉄道建設公団の職員となった者の臨時職員として勤務した期間は、日本鉄道建設公団の職員として勤務した期間とみなす。
- 4 当分の間、第 6 条の規定に基づく退職金の基本額は、同条の規定により計算した額に 100 分の 87 を乗じて得た額とする。
- 5 前項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、「100 分の 92」とする。

附 則（平 20. 3. 18 機構規程 51）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 職員がこの規程の施行の日（以下「新制度切替日」という。）以後に退職し若しくは解雇され又は死亡（以下「退職等」という。）した場合において、その者が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成 20 年 3 月機構規程第 50 号。以下「給与規程一部改正規程」という。）第 1 条の規定の施行の日（平成 20 年 3 月 19 日。以下「俸給表切替日」という。）の前日に現に退職等した理由と同一の理由により退職等したものとし、かつ、その者の同日までの勤

続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（以下「改正前の規程」という。）により計算した退職手当の額が、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）により計算した退職手当の額（以下「新規規程退職手当額」という。）よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 3 俸給表切替日の前日に国家公務員等であった者が、国家公務員等として勤続した後引き続いて職員となった者が、新制度切替日以後に退職等した場合における前項の規定の適用については、同項中「退職等したものとし」とあるのは「職員として退職等したものとし」と、「同日における俸給月額」とあるのは「同日において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が同日に受けるべき俸給月額」とする。
- 4 改正後の規程第 12 条の規定により退職金の調整額を計算する場合において、在職期間の初日が、平成 10 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、同条中「職員として引き続いた在職期間の初日」とあるのは、「平成 10 年 4 月 1 日以後の職員として引き続いた在職期間の初日」とする。
- 5 給与規程一部改正規程附則第 3 項又は第 4 項の規定により支給される俸給は、退職手当の計算の基礎となる俸給月額には含まれないものとする。
- 6 附則第 2 項の規定により改正前の規程に基づく退職手当の額を計算するに当たっては、当分の間、改正前の規程第 6 条の規定に基づく退職金の額は、同条の規定により計算した額に 100 分の 87 を乗じて得た額とする。
- 7 前項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則（平 21. 3. 4 機構規程 111）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3. 31 機構規程 93）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 8. 21 機構規程 14）

この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 8. 18 機構規程 22）

この規程は、平成 27 年 8 月 18 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程の規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平 28. 3. 30 機構規程 83）

この規程は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。